

# 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第538号）

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成22年1月25日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成19年8月13日付け総第15号による「異議申立てに対する決定について（通知）」（以下「別件異議決定」という。）の記述における「2 不開示情報該当性について、(1) 特定車両の自動車登録番号について」の中で、「(前略) 自動車登録番号が分かれば、何人も陸運支局等で道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第22条の規定により登録事項等証明書の交付を請求できることから、この制度により当該車両の所有者及び使用者の氏名及び住所が明らかになり、この所有者等が個人であれば、自動車登録番号を公にすることにより、特定の個人が識別されることになる。(後略)」と明記されているとして、次の文書の開示の請求（以下（1）の請求を「本件請求1」、（2）の請求を「本件請求2」といい、本件請求1及び本件請求2を総称して「本件請求」という。）を行った。

(1) しかし、当該記述は、「自動車登録番号」と「車台番号」の両方を明示できなければ、登録事項等証明書の交付を請求できない事実を意図的に仮装したものであることから、上記アンダーライン部分の車台番号が必要なことを隠匿し、上記の異議決定を行なったことが適正な行政判断であることが記載されている文書

(2) おって、車台番号を知り得るのは、一般的に「自動車の所有者や使用者等」に限定され、「自動車登録番号」と「車台番号」の記載を求めることにより、登録情報等の悪用の防止を図っていることは常識であるにもかかわらず、これらのことを隠匿した上で、自動車登録番号を不開示とする処分を行っていることが、条例等の規定を遵守する適正な行政判断であると記載されている文書

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年2月8日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成22年3月22日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

## 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求の対象とした文書のいずれをも不当に不開示（不存在）としたものである。

自動車登録番号が分かれば、何人も陸運支局等で道路運送車両法第22条の規定により登録事項等証明書<sup>1</sup>の交付を請求できることから、この制度により当該車両の所有者及び使用者の氏名及び住所が明らかになるとの説明は、明らかな失当であり、開示請求の対象とした文書は当然に存在すると思料されることから、速やかに開示するよう要求する。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

登録事項等証明書は、自動車の所有権の公証等を目的として、何人も交付を請求できるものであったが、個人情報保護を強化する観点から、登録事項等証明書の交付請求方法について平成19年11月19日（以下「制度変更日」という。）から、自動車登録番号と車台番号（下7桁）の明示、本人確認及び請求理由の明示が必要となり、また、請求書（第3号様式）が変更となった。

異議申立人の申立どおり、登録事項等証明書の交付を請求するためには、現在では「車台番号」の明示が必要であるが、別件異議決定は、平成19年8月13日付けのものであり、その時点において別件異議決定の記載に誤りがないことは明白である。異議申立人は、本件請求において、「自動車登録番号」と「車台番号」の両方が明示できなければ登録事項等証明書の交付を請求できない事実を意図的に仮装していることを前提としていることから、それに係る対象文書は存在しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、上記第2の1のとおり、別件異議決定に、何人も登録事項等証明書の交付請求が可能であるため、自動車登録番号を公にすると特定の個人が識別される旨記載されていることを背景に、実施機関における行政判断に係る文書の開示を求めたものであり、これに対して実施機関は、対象となる文書を作成又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 本件請求1について

本件請求1は、別件異議決定の記述について、『自動車登録番号』と『車台番号』

の両方を明示できなければ、登録事項等証明書の交付を請求できない事実を意図的に仮装したものである」との、異議申立人の見解が述べられた上で、「上記アンダーライン部分の車台番号が必要なことを隠匿し、別件異議決定を行ったことが適正な行政判断であることが記載されている文書」を求めるものである。

なお、当審査会において、実施機関に対して別件異議決定の提出を求め、見分したところ、別件異議決定は、実施機関による平成15年9月18日付け総総第18号の行政文書部分開示決定（以下「別件開示決定」という。）を不服として、平成15年9月22日付けで提起された異議申立てに対する決定であり、当該異議申立ては棄却されていた。

実施機関は、上記第4のとおり、異議申立人による本件請求は、登録事項等証明書の交付請求に当たって車台番号が必要となったことを実施機関が意図的に仮装していることを前提に行われているとしている。そして、別件異議決定は、制度変更日以前に行われていることから、その前提は当たらないため、本件請求の対象文書は存在しないと説明する。

ところで、行政機関が、法令や従うべき制度に反する旨を明記した文書を当然に作成すると信じ、当該文書の開示請求を行うということは、一般的には想定できない。さらに、異議申立人は、別件異議決定について「事実を意図的に仮装したもの」、また、「この制度により当該車両の所有者及び使用者の氏名及び住所が明らかになるとの説明は、明らかな失当」と述べており、別件異議決定を「適正な行政判断」と考えてはいないと捉えることもできることから、単に、別件異議決定に係る意思決定過程が分かる文書を求めているともいえる。

しかしながら、本件請求1では、前段において、別件異議決定の記述について、『自動車登録番号』と『車台番号』の両方を明示できなければ、登録事項等証明書の交付を請求できない事実を意図的に仮装したものであることから、上記アンダーライン部分の車台番号が必要なことを隠匿し、と記載されていることからすると、実施機関が本件請求1の対象を文言どおり捉え、車台番号が必要なことを隠匿した前提で別件異議決定を行ったことに関する文書としたことは、不合理とまではいえない。

そして、本件請求1の対象文書の存否を検討すると、別件異議決定の判断は、制度変更日以前の、別件開示決定時点が基準となることから、車台番号が必要なことを隠匿する必要性はなく、実施機関において、本件請求1の対象文書を保有しているとは認められない。

## (2) 本件請求2について

本件請求2は、登録事項等証明書の交付請求に車台番号の明示が必要な趣旨が述べられたのち、「これらのことを隠匿した上で、自動車登録番号を不開示とする処分を行っていることが、条例等の規定を遵守する適正な行政判断であると記載されている文書」を求めるものである。

「自動車登録番号を不開示とする処分を行っていることが、条例等の規定を遵守する適正な行政判断であると記載されている文書」とは、実施機関が、開示請求に対して自動車登録番号を不開示とする処分全般について、条例に照らして適正かど

うかを改めて判断した文書と解される。

本件請求2を以上のように解した場合の対象文書の存否について、当審査会から実施機関に対して確認したところ、自動車登録番号の開示可否の判断においては、制度変更日の前後にかかわらず、登録事項等証明書の請求可否のみを基準としているわけではないから、車台番号が必要なことを隠匿する必要はなく、また、自動車登録番号が記載される目的や理由は文書ごとに異なるから、自動車登録番号を不開示とした処分全般について、その妥当性等について検討等するようなこともしておらず、文書も作成していないということであった。

当審査会において、別件異議決定を見分したところ、登録事項等証明書の請求可否以外の理由によっても自動車登録番号が条例に定める不開示事由に該当する旨判断されているところであり、また、開示請求の内容や文書の種類に応じて、開示可否の判断は異なると考えられることからすると、上記の実施機関の説明は特段、不自然、不合理とはいえず、実施機関において、本件請求2の対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
22. 5. 26	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 5. 25	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 6	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
元. 12. 19 (令和元年度第9回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
2. 1. 21 (令和元年度第10回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
2. 2. 20 (令和元年度第11回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広 島 大 学 大 学 院 教 授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広 島 修 道 大 学 教 授